

お客様各位

ブラザー工業株式会社  
マシナリー事業  
産業機器営業部  
産業機器CS推進部

## ブラザーSPEEDIOメンテナンス契約のご案内

拝啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素より当社製品をご愛顧賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、2020年4月にリニューアルし、大変ご好評をいただいているメンテナンス契約『安心パック』をご案内申し上げます。同案内は、メンテナンス契約『安心パック』をご契約いただいている期間が満了になるお客様、SPEEDIOをご購入・納入後1年経過のお客様と、納入後2年経過するお客様を対象にご案内しています。

メンテナンス契約『安心パック』の主なサービス内容は、お手頃な価格、故障修理の基本工賃は無償、また修理で交換した電装部品は無償となるなどの内容になっています。さらに、追加で特約にご加入いただくことで、破損した特定の部品の交換が無償になるサービスもございます。詳細につきましては、添付資料をご参照お願い申し上げます。

当社製品を安心してご使用していただくために、是非ともご加入いただきますようご検討の程お願い申し上げます。なお、ご契約のお申込みの場合には添付の『ブラザーSPEEDIOメンテナンス契約 申込書』に必要事項を記載の上、同封の封筒にて郵便ポストにご投函をお願い致します。

よろしくお願い申し上げます。

敬具

### 【お問い合わせ先】

ブラザー工業株式会社 マシナリー事業 産業機器営業部 国内営業G

東京営業所	〒135-0007 東京都江東区新大橋1丁目12番13号 深鉄ビル	TEL: (03) 5625-2581
仙台営業所	〒980-0811 宮城県仙台市青葉区一番町1-5-16 ECビル7F	TEL: (022) 726-6721
北関東営業所	〒373-0826 群馬県太田市古戸町676	TEL: (0276) 55-3790
名古屋営業所	〒448-0803 愛知県刈谷市野田町北地蔵山1番5号	TEL: (0566) 95-0070
静岡営業所	〒416-0914 静岡県富士市本町14-5 本町カネザンビル1F	TEL: (0545) 62-8222
大阪営業所	〒573-0903 大阪府東大阪市今米1丁目14-18	TEL: (072) 962-5811
広島営業所	〒730-0037 広島県広島市中区中町3-11 中町センタービル4F	TEL: (082) 242-0177
福岡営業所	〒818-0024 福岡県筑紫野市原田4-14-6 ポルックス原田102	TEL: (092) 926-2371

## ブラザーSPEEDIO サービス体制の概要

当社製工作機械（当該工作機械と同時に注文・購入し、かつ当該工作機に接続して出荷した当社製ローディングシステム、インデックステーブルその他オプション品等を含み、以下「本工作機械」といいます）のサービス体制についてご案内いたします。当社では、別途提示する保証書に記載の保証期間内に本工作機械と当社所定の製品仕様との不一致が発生した場合、簡易説明書、設置説明書、操作説明書その他説明書類若しくは製品カタログ（以下総称して「本説明書等」といいます）又は当該保証書の記載に従い、当社の判断及び責任において、本工作機械の修理（本説明書等所定の作業及び特殊対応部分を除きます）を実施しております。

加えて、当社では、本工作機械を安心してご愛用頂くために、「メンテナンス契約」制度を準備しております。

### メンテナンス契約 安心パック

ご契約頂きますと、技術料、交通費及び宿泊費に関しましては、原則（※1）（※2）不要となります。部品費に関しましては、電装部品は無償、その他の部品は「特別価格」（スポットサービス提供価格の二割引相当、以下同じ）となっております。また、故障以外での部品販売につきましては、すべて「特別価格」での販売となり、お客様には大変有利な制度（※3）となっております。

### スピンドル／サーボモータ特約

メンテナンス契約（安心パック）をご契約いただいたお客様には、スピンドルまたはサーボモータの部品費および技術料が原則（※1）として無償となる「スピンドル／サーボモータ特約」（※4）をご用意しております。

<ご参考>

### スポットサービス

メンテナンス契約にご加入されないお客様につきましては、「スポットサービス」による対応とさせていただきます。上記同様の作業内容ですが、障害修理をご依頼される都度所要時間にもとづいて算出した技術料、部品費、交通費、宿泊費その他諸経費を算出し、ご請求申し上げます。なお、メンテナンス契約にご加入頂いているお客様であって、一定の事由（※1）に該当した場合、スポットサービスにより対応させて頂く場合がございます。

（※1）本ご案内、「本工作機械 サービス内容と料金表」又は「メンテナンス契約要綱」第5条に定める「本メンテナンス適用除外項目」に記載の一定の事由に該当する場合、「メンテナンス契約」の対象外となる可能性があります。

（※2）修理作業に2名以上の作業員が必要な場合は二人目から技術料・交通費・宿泊費は有償とさせていただきます。メンテナンス契約のお客様のみ点検を「特別価格」にて実施させていただきます。ご活用ください。

（※3）本工作機械の検収完了後ただちにご加入いただく場合に加え、工場出荷後10年以内の本工作機械に限り中途契約（未契約の方で中途より契約）の制度も用意しております。中途契約をご希望の方は当社営業所迄ご連絡下さい。尚、工場出荷後11年目以降の機械についてはメンテナンス契約の更新は出来なくなりますがスポットサービス（有償）により対応させていただきます。

（※4）破損部品と交換のみ。在庫用として注文される場合は「特別価格」となります。なお、修理対応は当該契約期間中1回までとし、2回目以降は有償となります。また、通電時間が3万時間を超えている場合は、契約いただけませんのでご了承ください。

## ブラザーSPEEDIO サービス内容と料金表

料金体系およびサービス内容詳細

メンテナンス契約 「安心パック」 「スピンドル/サーボモータ特約」

メンテナンス契約(安心パック)*1			
契約料金		年間 70,000円/台(消費税別)	
一般故障	技術料 *5	基本料金 (3時間まで)	①通常作業時間内*2 無償(2名以上作業は1名のみ無償) ②通常作業時間外 及び休日*3 30,000円/1回・1台(消費税別)
		追加料金 (3時間を超える1時間毎)	①通常作業時間内*2 無償(2名以上作業は1名のみ無償) ②通常作業時間外 及び休日*3 10,000円/1H(消費税別)
	部品費	電装関係	無償
		メカ関係	特別価格(二割引相当)*4
	交通費*5		無償
	宿泊費*5		
お客様責任の故障*6	技術料 *5	基本料金 (3時間まで)	特別価格(二割引相当)
		追加料金 (3時間を超える1時間毎)	
	部品費	電装関係	特別価格(二割引相当)*4
		メカ関係	
	交通費*5		当社最寄営業所よりの実費を頂きます
	宿泊費*5		10,000円/1泊(消費税別)
消耗部品		特別価格(二割引相当)	
点検費用			

\*1 中途契約は工場出荷後10年以内(安心パック)の機械に限ります。

\*2 通常作業時間 : 9:00~17:00

\*3 休日 : 土・日曜日・祝日及び当社の休日

\*4 リサイクル部品(クイックテーブル、MX搭載のA軸、C軸等)はリサイクル特別価格となりますので、割引適用外となります。

\*5 技術料、交通費、宿泊費等は1人分で記載しており、複数人作業の場合には人数分必要です。

\*6 本書記載のメンテナンス契約要綱第5条第1項第1号または第4号に該当する故障を指します。

スピンドル/サーボモータ特約 ※安心パックご契約者様限定	
契約料金	年間 30,000円/台(消費税別) スピンドル/サーボモータどちらか 年間 50,000円/台(消費税別) スピンドル/サーボモータ両方
スピンドル/サーボモータ部品費	破損部品との交換(1回のみ):無償 通常の部品注文:特別価格(二割引相当)

(ご参考) スポットサービス

スポットサービス		
契約料金		
技術料 *3	基本料金 (3時間まで)	①通常作業時間内*1 40,000円/1回・1台(消費税別) ②通常作業時間外 及び休日*2 70,000円/1回・1台(消費税別)
	追加料金 (3時間を超える1時間毎)	①通常作業時間内*1 10,000円/H(消費税別) ②通常作業時間外 及び休日*2 通常作業時間の5割増
部品費	電装関係	有償
	メカ関係	
交通費*3		当社最寄営業所よりの実費を頂きます
宿泊費*3		10,000円/1泊(消費税別)
消耗部品		有償
点検費用		

\*1 通常作業時間 : 9:00~17:00

\*2 休日 : 土・日曜日・祝日及び当社の休日

\*3 技術料、交通費、宿泊費等は1人分で記載しており、複数人作業の場合には人数分必要です。

(メンテナンス契約要綱)

第1条 (保守の内容)

お客様は、当社製作工作機械 (当該工作機械と同時に注文・購入し、かつ当該工作機に接続して出荷した当社製ローディングシステム、インデックステーブルその他オプション品等を含み、以下「本工作機械」といいます) の障害修理及びそれに必要な部品の交換作業 (以下「本メンテナンス」といいます) を委託し、当社はこれを受託します。

第2条 (本契約の成立)

本契約は、お客様が当社に申込書を提出後、当社より注文請書を発行した際に成立するものとします。但し、第5条に基づく請求日までに年間保守料金のお支払いがない場合、本契約の効力発生日に遡って効力を失います。本契約の締結は新規にご購入いただいたお客様で、日本国内に於いて引続きご使用していただく場合に限りです。

第3条 (作業時間及び場所)

1. 本契約による障害修理及びそれに必要な部品の交換作業は、当社の通常作業時間 (当社営業日 (祝日を除く) の午前9時から午後5時まで、以下同じ) 内に本工作機械の契約設置場所において行います。
2. お客様は、やむを得ず通常作業時間外に作業が必要な場合 (現地での修理が不可能なため当社に持ち帰って作業する場合、又は北海道、沖縄その他離島の作業を必要とする場合を含みます)、事前に当社に通知し、当該日程について当社と協議の上定めるとともに、旅費・交通費については別途実費をご負担いただきますのでご了承ください。

第4条 (契約料金)

本メンテナンスの基本料金 (以下「年間契約料金」といいます) 及びその他追加的に発生する全ての料金又は費用 (以下「その他料金等」といいます) は、「本工作機械 サービス体制の概要」、「本工作機械 サービス料金表」又は本契約要綱に記載の通りとします。

第5条 (本メンテナンス適用除外項目)

1. お客様が以下の各号のいずれかの項目 (以下「本メンテナンス適用除外項目」といいます) に該当する場合、当社の判断により、都度経費を算出して実費をご負担いただくか、一定の事由に該当する場合にはサービスの提供をお断りする場合があります。
  - (1) お客様が、簡易説明書、設置説明書、操作説明書その他説明書類若しくは製品カタログ (以下総称して「本説明書等」といいます)、本工作機械の付属書類、当社ホームページ、その他当社から適時提供される文書にて明示された使用方法、使用環境 (仕様・規格等を含みます)、用途、使用目的に反して、本工作機械をご使用、運搬 (部品の発送等に当社指定の運搬方法以外を希望した場合を含みます)、移設、又は保管されたことに起因する場合 (当該使用方法、使用環境、用途、使用目的を当社が事前に知得しており、若しくは知り得た場合を含みます) 但し、お客様が当該使用方法、使用環境、用途、使用目的等に適合するよう相当の注意を払ったと当社が判断する場合を除きます。
  - (2) お客様が、当社の事前の承諾なくして本工作機械を改造、改変又は改良したことに起因する場合
  - (3) お客様が、当社の事前の承諾なくして、本工作機械を、本仕様で禁止された、若しくは本仕様に記載のない方法又は要領等を用いて、他の機器に接続し、又は他の機器と連動して動作又は利用できるよう設定しその他使用等したことに起因する場合
  - (4) お客様が、本説明書等、本工作機械の付属書類、当社ホームページ、その他当社から適時提供される文書にて記載された内容に従って本工作機械の消耗品又は補給部品を交換、取り付け、その他使用、若しくは保守等してれば防止できたと確認できる場合 (当該記載内容の確認時に不ポイントが生じたにもかかわらず、当社への問い合わせ、確認等を行うことなく本工作機械を使用したことに起因する場合を含みます) 但し、お客様が当該記載内容に適合するよう相当の注意を払ったと当社が判断する場合を除きます。
  - (5) お客様が、工作機械に関する基本的知識、操作の技量 (必要な訓練の履修及び資格等の取得を含みます) 又は操作に最低限必要な健康状態等 (五感が正常であること、酒気、薬物を帯びていないこと等を含みます) を欠いた作業者に本工作機械を使用させたことに起因する場合
  - (6) お客様が当社又は当社指定の販売店から本工作機械 (未使用品) をご購入された時点における一般工業界の科学技術水準では、予見が不可能、若しくは困難な事象に起因する場合
  - (7) 自然災害 (天災、地震、火災、洪水、落雷を含みます)、異常電圧、戦争、内乱、テロリズム、労働争議、政府方針、その他不可抗力等に起因する場合
  - (8) 本工作機械を日本国外で使用した場合、若しくはお客様が第三者にその使用を許可した場合
  - (9) お客様が当社の事前の承諾なく本工作機械の設置場所を変更したこと、又は当該お客様の設置場所における環境要因 (汚染された空気又は水質、有毒ガス、電磁波、放射線、その他公害又は自然環境、若しくは本工作機械に接続されていない機器又は製品等を含みます) に起因する場合
  - (10) 客観的に機器の機能及び精度に影響がないと認められる官能的現象等 (音、振動、油のにじみ、面目位の悪化等) である場合
    - (11) 経年変化による損傷、消耗、摩耗又は劣化等 (塗装面、メッキ面等の自然退色、錆等を含みます) に起因する場合
    - (12) 付録1に記載の内容に該当する場合 (以下「軽微な修理」といいます)
    - (13) 特殊対応部分に該当する場合
    - (14) 前各号の他、当社の責任に起因しない場合
2. 本工作機械の使用方法、使用環境の変更 (設置場所の変更、改造、オーバーホール、撤去、運搬、移設等を含みます) は、本メンテナンス適用除外項目に含まれるものとし、実施を希望される場合は、事前に当社に通知いただき、当該作業内容、作業日程等について当社と協議の上決定することといたします。

第6条 (保守料金の請求及び支払方法)

お客様は、以下の各号の要領により保守料金を支払うものとします。

- (1) 年間契約料金  
年間契約料金は一括前払いとし、契約時に当社指定の販売店よりご請求しますので、所定の請求日までに現金にてお支払いください。
- (2) その他料金等  
当該料金等が発生した都度、当社の販売店よりご請求しますので、所定の請求日までに現金にてお支払いください。

第7条 (中途契約)

1. お客様は、本工作機械検収完了後1年間経過後であっても、以下の各号の全てを満たす場合に限り、本契約を締結することができます。
  - (1) 正常に稼動している本工作機械であること (故障発生中は契約できません。)
  - (2) 新規購入機であること (「メンテナンス契約 安心パック」のみ。転売、もしくはリース落などの機械は契約できません。)
  - (3) 工場出荷後10年以内の機械であること。
  - (4) 対象となる本工作機械について、過去に同一種別の本メンテナンス (「メンテナンス契約 安心パック」) について本契約を締結した実績がないこと (但し、第16条に基づく本契約の更新の場合、又は当該締結実績のあるものは別の本工作機械について本契約を締結する場合を除きます。)
2. 前項に基づき本メンテナンスを受ける場合の契約料金は下記の通りとします。

製造後	メンテナンス契約 (安心パック)		スピンドル・サーボモータ特約	
	継続	中途	スピンドル または サーボモータ	スピンドル および サーボモータ
1年	7		3	5
2年	7		3	5
3年	7	7	3	5
4年	7	7	3	5
5年	7	7	3	5
6年	7	7	3	5
7年	7	7	3	5
8年	7	7	3	5
9年	7	7	3	5
10年	7	7	3	5
11年	11年目以降は契約不可			
12年				
13年				

(金額に消費税は含まれておりません) 単位: 万円

3. その他の契約条件は、「メンテナンス契約のご案内」、「本工作機械 サービスサービス内容と料金表」又は本契約要綱に準じます。

#### 第8条（作業内容の保証期間）

1. 当社は、第1条所定の故障修理及びそれに必要な部品の交換作業完了後1カ月以内に、予定された作業内容との不一致が発見された場合、自らの責任と負担において当該不一致の解消のために必要な措置を講じるものとします。但し、北海道、沖縄、その他離島にて作業する場合の旅費・交通費については、別途実費にてご負担いただきますのでご了承ください。
2. 前項の規定にかかわらず、以下の各号の事由に起因する場合は、当社は責任を負いません。
  - (1)作業完了後に生じた原因による場合
  - (2)作業対象外の原因による場合
  - (3)経年劣化その他による本件機器の機能低下による場合
  - (4)天災、地変、火災、洪水、落雷等の不可抗力による場合
  - (5)前各号の他、当社の責に帰さない事由による場合

#### 第9条（お客様の遵守事項）

お客様は、当社による本契約の遂行に最大限協力するものとし、次の各号の事項を遵守するものとします。

- (1)本工作機械の使用法に関する当社の説明事項（製品マニュアル、当社主催のトレーニング等を含む）を遵守すること
- (2)当社が指定した環境条件下で本工作機械を管理するとともに、所定の方法に基づく日常の清掃点検等を実施すること
- (3)本工作機械を所定の設置場所から移動させる場合、事前に当社に通知すること
- (4)本工作機械に故障が発生した場合、速やかに当社に通知すること
- (5)本工作機械の故障に関する情報及び本契約の遂行に必要であると当社が認めたデータを提供すること
- (6)本契約の遂行上必要なおお客様の事業所内への当社の立入を認めること
- (7)前各号の他、本契約の遂行に合理的に必要な協力を行うこと

#### 第10条（秘密保持）

1. お客様は、本契約に関連して知り得た当社の業務上の機密（以下「秘密情報」という）を、本契約の遂行目的以外に使用してはならないものとし、当社の書面による事前の承諾なしに、第三者に漏洩してはならないものとします。
2. 前項の規定にかかわらず、次の各号の一に該当する情報は秘密情報に該当しないものとします。
  - (1)開示を受けたときに、既に所有していた情報
  - (2)開示を受けたときに、既に公知・公用であった情報
  - (3)開示を受けた後、自己の責に帰すべき事由によることなく公知・公用となった情報
  - (4)開示を受けた後、開示された情報と関係なく独自に開発した情報
  - (5)第三者から秘密保持義務を負うことなく合法的に入手した情報

#### 第11条（権利義務の譲渡）

お客様は、当社の事前の書面による承諾無く、本契約より生じる権利・義務の全部又は一部を第三者に譲渡し、担保に供し又は承継させることはできません。

#### 第12条（期限の利益の喪失と契約の解除）

1. お客様又は当社は、次の各号の一に該当したとき、相手方からの催告その他何等の手續を要することなく、本契約に基づく一切の債務の履行につき、期限の利益を失い、直ちに残債務を一括して相手方に弁済するものとします。
  - (1)手形若しくは小切手を不渡りとし、又は一般の支払を停止したとき
  - (2)第三者より仮差押・仮処分・差押・強制執行若しくは競売の申立又は公租公課滞納処分を受けたとき
  - (3)破産・特別清算・民事再生若しくは会社更生手続の申立を受け、又は自らこれらを申し立てたとき
  - (4)解散・合併・減資又は営業の全部若しくは重要な一部の譲渡等の決議をしたとき
  - (5)主な株主に敵対的買収等の重要な変更を生じたとき
  - (6)監督官庁より営業の取消・停止等の処分を受けたとき
  - (7)本契約に違反し、相手方より書面でその是正を催告されたにもかかわらず、当該催告後15日以内にこれを是正しないとき
  - (8)前各号の一が発生するおそれがあると相手方が認めたとき
2. お客様及び当社は、相手方が前項各号の一に該当した場合、催告その他何等の手續を要することなく、直ちに本契約の全部又は一部を解除することができるものとします。

#### 第13条（保守料金の返金）

前条に基づく本契約の解除、又は、お客様都合による本契約の解除にかかわらず、お支払いいただいた保守料金については、当社が責任を負うべき解除の場合を除き、当社から返金いたしません。

#### 第14条（損害賠償）

1. お客様は、本契約の履行に際し、当社の責に帰すべき事由により損害を被った場合、直接かつ現実には通常に限り賠償を請求することができるものとします。当社は、それ以外のいかなる損害（他の機器、若しくは装置等への損傷又は不具合等の発生、特別損害（予見可能性の有無は問わない）、逸失利益、付随的損害、派生的損害、懲罰的損害その他類似的損害を含む）に対する責任を負わないものとします。
2. 前項に定める損害賠償額は、本契約に基づき当社が受領した直前12ヶ月の対価を上限とします。ただし、当該損害が当社の故意又は重過失により生じた場合はこの限りではありません。

#### 第15条（反社会的勢力の排除）

1. 当社又はお客様は、相手方が反社会的勢力（暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、その他これらに準ずるもの、並びに、これらが実質的に経営に関与している若しくはこれらに資金を提供する又は便宜を供与する等の協力関係を有するもの）をいう、以下同じ。）に該当する場合には、何らの催告をせず、本契約を解除することができるものとします。
2. 当社及びお客様は、自己が反社会的勢力に該当しない事を確約し、万一、自己が反社会的勢力に該当することとなった場合は、直ちに相手方にその事実を通知するものとします。
3. 当社又はお客様は、相手方が前項の規定に違反した場合、何らの催告を要せず本契約を解除することができる。
4. 当社又はお客様が、本条各項の規定により本契約を解除した場合、相手方に損害が生じても何ら賠償することは要せず、また、本契約の解除により自己が被った損害の賠償を相手方に請求することができるものとします。

#### 第16条（本契約の有効期間及び更新）

本契約の有効期間は、申込書記載の通りとします。但し、お客様が契約期間終了の1カ月前までに当社所定の更新申込書を当社に提出し、当該契約期間の開始までに当該期間の年間契約料金を当社指定の販売店に現金にてお支払い頂いた場合、本契約は1年間延長されるものとし、以後も同様とします。

#### 第17条（専属的合意管轄）

本契約に関して訴訟提起、調停の申立等の必要が生じた場合、被告の本店所在地を管轄とする裁判所を専属的な第一審裁判所とします。

#### 第18条（準拠法）

本契約は、日本国法に準拠して解釈されます。

#### 第19条（契約終了後の措置）

本契約が期間満了又は解除によって終了した後においても、第8条、第10条、第11条、第14条、第15条、第17条、第18条及び本条の規定は、なお有効に存続するものとします。

#### 第20条（協議解決）

本契約に関する疑義又は本契約に定めのない事項については、両当事者間で協議して円満に解決するものとします。

【以下余白】

付録1

【軽微な修理】

以下①～④又は事例に該当する作業につきましては、必要に応じて電話対応により必要部品の発送・点検箇所のご指示等をさせていただきます。この作業での出勤は保証書保証期間中はスポットサービス対応、メンテナンス契約締結時は「特別価格」となります。

- ①簡易説明書、設置説明書、操作説明書その他当社が提示する説明書類にお客様による作業手順の説明がある作業。
- ②市販の一般的な工具により作業可能であり、専用の特殊工具、治具又は計測器等を使用しないと当社が判断した作業。
- ③熟練スキルを必要としないと当社が判断した作業
- ④上記の他、お客様でも対応可能と認める相当の事由がある作業

具体的な事例（以下事例の他は、①から④の判断基準により個別判断致します。）

機内清掃	圧力スイッチ
原点調整（アブソクリア）	QT ブースターの圧力スイッチ
QTオイル交換(ブースター、オイルバス)	圧力計（CTS）
AVR	パトライト
アンプ	折れ検（テーブル上タッチ式）
ヒューズ	制御盤ファン
テレスコ全体	ローカル基盤の冷却ファン
巻き取りカバー	操作パネルのスイッチ関係
パッキン類	LS（X、Y、Z軸、扉）
バルブ類(クーラント、エア)	Cホゴユニット
消耗品（付録2参照）の交換	
基板交換(データの出し入れのないもの)	
(I/O、キーシート、EXIO、ローカル（Bシリーズ）、ATCキバン、RYキバン、アドレスセンサ)	
クーラントポンプ（クーラントポンプ、チップシャワーポンプ）	

付録2

消耗品一覧表

乾電池	ファンフィルター
ランプ（表示灯）	エブロンカバー
蛍光灯（機内灯）	巻き取りカバー
グローランプ	Yウシロカバーローラー（22B）
ドアロック	パッキン
扉ローラー	ヒューズ
扉ワイヤー	工具検出センサ
クッション（テレスコカバー）	リミットスイッチ
ワイパー（テレスコカバー）	電磁バルブ
フィルター（ラインフィルター/逆洗フィルター/ツール洗浄フィルター）	

以上